

令和5・6年度
三種町建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書提出要領

三種町が発注する測量、設計及び調査の業務にかかる競争入札等に参加を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書等を提出してください。

1、提出様式等について

提出様式及び添付書類は、別表のとおりです。申請書等様式については秋田県様式を準用しておりますので『令和5・6年度秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領』を参考にしてください。

2、申請書受付期間

- ・令和5年2月1日から令和5年3月20日までとする。
 - ・午前8：30～午後5：15（但し、土・日・祝祭日を除く）
- ※期間を過ぎても随時受付をしています。

3、受付場所（提出先）

〒018-2401

秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8

三種町役場 建設課管理係

Tel 0185-85-4820 Fax 0185-72-1536

（申請書宛名） 「三種町長 田川政幸宛」

4、提出方法

- (1) 申請書の提出方法は、三種町役場建設課へ持参か郵送又は宅配です。
- (2) 申請書の部数は1部です。
- (3) 申請書の編集方法は、A4版紙ファイルへの綴じ込みとし、ファイルの表紙及び背に商号又は、名称を必ず記載してください。

5、有効期間

令和5年5月1日～令和7年4月30日まで（2年間）

又は、令和5・6年度の名簿登録をした日～令和7年4月30日まで

6、その他

- 1) 建設コンサルタント登録名簿は、公表します。
- 2) 格付け後においても税金の未納・滞納が確認された場合は指名業者として選定されませんのでご注意ください。
- 3) 格付け後申請内容に変更がある場合は、変更の届出が必要になります。
- 4) 申請後、法改正等何らかの理由で、今回提出していただいた書類以外の書類提出を求める場合がありますので、その際は何卒ご協力ください。

別表 提出様式及び添付書類

書類番号	書類名	1、秋田県の入札参加資格者名簿登載業者	2、1以外の業者
1	建設コンサルタント入札参加資格審査申請書（様式 1-1～1-5）	○	○
2	営業所一覧表（様式 2）	○	○
3	技術者経歴書（様式 3）	○	○
4	測量等実績調書（様式 4）	○	○
5	営業の沿革（様式 5）	○	○
6	誓約書（様式 6）	○	○
7	建築関係設計事務所詳細調査票（様式 7）※ 県外業者不要 （建築関係建設コンサルタント業務申請者の場合のみ提出）	△	△
8	法人：審査基準日直前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人：審査基準日直前事業年度の貸借対照表、損益計算書	○	○
9	申請業務に関する営業の登録を受けていることを証する書面（登録証明書・登録通知書） 写し	○	○
10	法人の場合にあつては登記事項証明書 個人の場合にあつては身分証明書 写し可	○	○
11	社会保険等の保険料の納入確認書、納付済証明書等（適用事業所のみ） 秋田県提出様式の写し可	○	△
12	委任状（入札、契約等を支店等に委任する場合）	△	△
13	定款又は寄附行為（特例民法法人等のみ）	△	△
14	秋田県の建設コンサルタント業務等入札参加資格審査の結果について（通知） R3・4年度登録分 写し	○	×
15	市区町村税の納税証明書（本店と委任支店分）（納期到来の未納がない旨の証明書） 法人の場合は、会社に係る納税証明書 個人の場合は、本人に係る納税証明書 写し可	○	○
16	法人の場合は、「法人税」と「消費税及び地方消費税」の未納税額のない旨の証明書（その3の3） 個人の場合は、「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の未納税額のない旨の証明書（その3の2） 写し可	○	○
17	県税納税証明書（県税全般に滞納がない旨の証明書）（秋田県外業者の場合：本店と委任支店の都道府県の証明書） 写し可	○	○
18	申請業務に関する技術者の資格登録証（秋田県内業者のみ） 写し可	×	△
19	申請業務に関する健康保険被保険者証、又は直近の社会保険者標準報酬決定通知書、若しくは雇用関係のわかる書類 写し可	×	△ 11 提出の場合不要

「注意事項」

- ※1 「○」は必ず提出、「△」は該当の場合提出、「×」は不要です。
- ※2 **様式は秋田県様式を準用しています。秋田県知事あてを三種町長に読み替えてください。**
- ※3 公的機関が発行する証明書類は、申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。